

2023 年度大吉財団子ども支援助成事業

募集要領

1. 事業の目的

一般財団法人大吉財団（以下、当法人と呼ぶ）は、市民が持つ「社会や困っている人の役に立ちたい」という想いを、寄付や協力といった形で集め、それらを地域で顕在化している 2 種類の社会問題「子どもを取り巻く社会問題」と「地域で発生する自然災害」の解決のために活用することで、地域における児童や青少年の健全な育成と、自然災害に対する地域のレジリエンスの向上を図り、共助による持続可能な社会の実現を目指しています。

当法人の助成事業（以下、本事業と呼ぶ）は、子ども支援に取り組む個人や団体の運営相談対応を行う中で、資金が調達できないことで活動の継続や拡大ができない団体に対して助成を行うものです。

2. 対象となる者

兵庫県または大阪府において、非営利かつ公益に資する活動を行っている個人、法人または任意団体（法人格の有無は問いません）。（以下、この対象者を「団体等」と呼ぶ）ただし、上記の団体等であっても、次に該当する場合は除きます。

- ・反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体等
- ・過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、その後 3 年を経過しない団体等

3. 対象となる事業

応募する団体等が自ら主催する事業であり、次の①から③までに該当する事業（金銭を直接給付する事業または貸与する事業を除く）を助成対象事業（以下「支援事業」という）として募集します。一団体（または一個人）につき、一事業の申請としてください。

- ① 子どもが夢を持つことや夢を叶えることを支援する事業
- ② 子どもの衣食住や学びを支援する事業
- ③ 子どもが抱える様々な課題の解決を支援する事業
- ④ 子どもの命や人権を守る事業

※当法人では、0 歳以上 18 歳未満の人間を子どもと定義しています。

4. 助成の種類と、対象となる経費

（助成の種類と上限額）

助成の種類と上限額は以下の通りとし、最終的な助成額は理事会の審査を経て決定します。

【草の根助成】草の根運動で頑張る活動を応援します。助成金額の上限を 10 万円とします。

【チャレンジ助成】活動が成長するための新しい取り組みを応援します。助成金額の上限を 30 万円とします。

（対象となる経費）

支援事業を実施するために必要な経費を対象とします（事業にかかる人件費等の管理経費を含めることが可能です）。

5. 支援事業の実施期間

支援事業の実施期間は最長 1 年間とします。また、2023 年 12 月 31 日までに開始するものに限定します。

6. 審査・選考の方法

受付終了後、当法人事務局にて書類審査を行います。その後、書類審査を通過した事業については、必要に応じて事務局によるヒアリングが行われ、理事会（年 2 回実施予定）にて最終審査を行います。

助成が決定した団体等には、選考結果通知と所定の手続書類を郵送（またはメール通知）します。当法人との「助成金交付に関する覚書」（以下、覚書と呼ぶ）締結等の手続きが完了次第、銀行振込にて助成金を交付します。

7. 応募手続き等

（必要な書類）

- ① 以下の申込フォームまたは助成事業申請書【様式 1】による申請
<https://forms.gle/D8jKxwarp7JHDBBTA>
- ② 活動の内容が分かる資料（団体概要など、様式は問わない）
- ③ 活動の年間収支が分かる資料（収支報告書など、様式は問わない）
- ④ その他の添付書類（任意）
 1. 団体・法人の場合は定款または規約、及び役員名簿
 2. 団体等の活動の写真及び団体の事業を紹介するパンフレットやチラシ、新聞等の記事（ない場合は不要です）
 3. 前年度の決算書（ない場合は不要です）

（提出先）

当法人事務局まで、郵送またはメール（PDF のみ）でご提出ください。

（受付期間）

【前期】2023 年 3 月 11 日（土）～2023 年 7 月 31 日（月）17：00

【後期】2023 年 8 月 1 日（火）～2023 年 10 月 31 日（火）17：00

※郵送は当日消印有効

8. 事業成果の報告

当法人の助成を受けた団体等は、支援事業完了後、速やかに所定の様式により事業報告書を提出していただきます（事業終了から2か月以内）。

※なお、支援事業を途中で中止したり、全く実施していない場合、または支援事業以外の使途で助成金を利用したことが判明した場合は、覚書に従って助成金を返還していただきます。

（必要な手続き・書類）

- ① WEB サイト上の報告フォームまたは報告書【様式2】による報告

※助成金使途報告書【様式3】※領収書やレシート等の証憑（コピー）を添付すること。

（提出先）

下記報告フォームまたは当法人事務局まで、メール（PDFのみ）でご提出ください。

<https://forms.gle/NE32vpiG1zdzavuc9>

9. 支援にあたっての注意事項

- ① 支援事業の広報等で使用するチラシ、ポスター、パンフレット、看板、ホームページ等その他の広告媒体、成果をとりまとめた報告書などの成果物には、大吉財団から助成を受けている旨の表示を必ず明記していただきます。
- ② 支援事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、支援事業の成果や改善点の確認のため、支援事業に参加された方々（利用者）へのアンケート調査を実施していただきます。

アンケート調査の様式は、参加者の人数、性別、年齢層がわかるものにしてください。

10. 留意事項

当法人が事務局として受領した申請書類、事業の進行状況に関する報告、事業の成果報告書は、原則として事務局内で共有されます。

事務局が本事業の実施に際して収集した個人情報等や各種書類、画像データ等は、本事業に関する事務手続きのほか、当法人の事業活動でのみ利用します。

11. 問い合わせ先

〒651-0082

兵庫県神戸市中央区小野浜町 1-4 KIITO 306

一般財団法人大吉財団 事務局

※お問い合わせはメールのみとなります。

メール：info@daikichi-f.or.jp

ホームページ：<https://daikichi-f.or.jp>